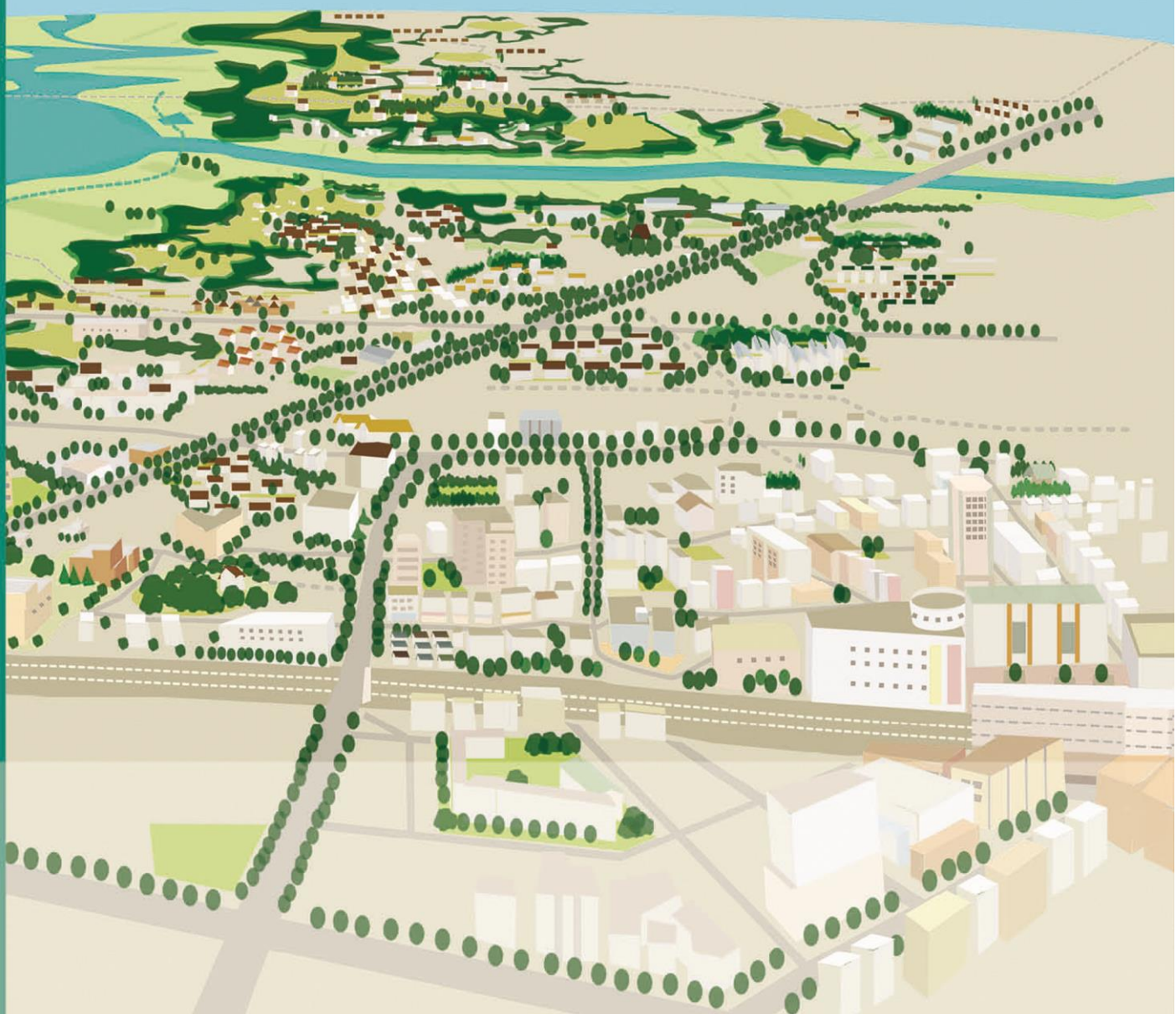


柏市景観計画

【概要版】

平成 31 年 2 月改訂版 柏市



目次

1	景観計画とは	2
2	景観まちづくりの基本理念と基本目標	2
3	景観計画の区域	2
4	行為の基準（地域別景観形成ガイドライン）とは	2
5	地域別景観形成ガイドライン	4
	（1）共通ガイドライン	4
	（2）地域ごとのガイドライン	7
	①自然・田園系地域	7
	②住宅系地域	10
	③商業系地域	13
	④沿道系地域	15
	⑤工業系地域	17
	⑥新市街地系地域	19
6	景観に係る手続きが必要な行為	20
7	手続き（重点地区・公共建築以外）	21
8	屋外広告物の景観誘導	24

1 景観計画とは

景観計画とは、良好な景観の形成を図るため、区域、方針、行為の制限に関する事項（行為の基準）を景観法に基づき定めたものです。

景観計画区域（柏市全域）で建築物や工作物など一定規模以上の建築物等において届出が義務付けられます。また、重点地区では規模に限らず届出が義務付けられています。

本計画は、柏市景観まちづくり条例とともに、本市の景観まちづくり制度として運用するものです。さらに、柏市屋外広告物条例と一体的な運用を図るため、広告物の景観について基準などを定めています。

2 景観まちづくりの基本理念と基本目標

基本理念
みんなで守り育てたい、
緑・水に縁どられた、なつかしくて新しい都市(まち)・柏

- 《基本目標1》 柏らしさ・地域らしさを活かした景観づくりを実現する
- 《基本目標2》 柏の景観づくりマナーを確立し、定着させていく
- 《基本目標3》 市民の手で進める景観づくりの活動を拡げていく

3 景観計画の区域

景観計画の区域は柏市全域とします。

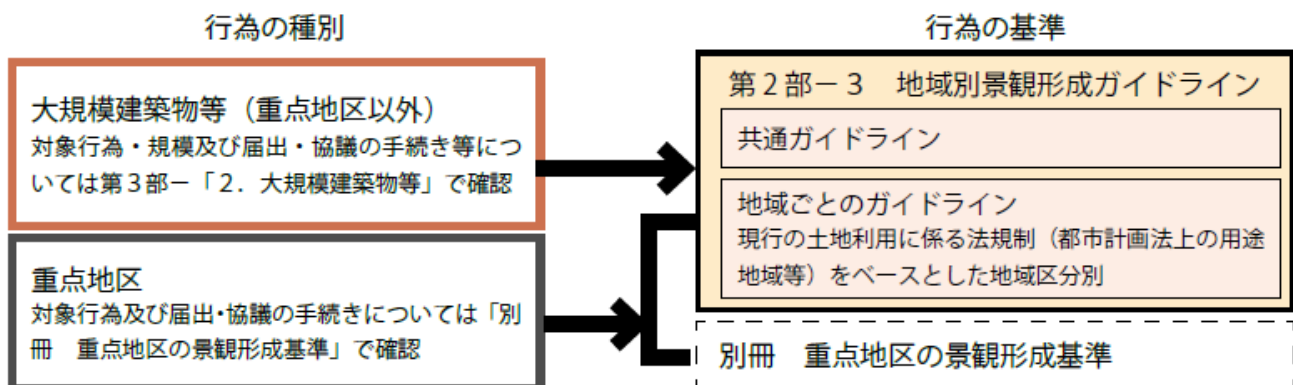
4 行為の基準（地域別景観形成ガイドライン）とは

(1) 行為の基準（地域別景観形成ガイドライン）とは

行為の基準である地域別景観形成ガイドラインは、「共通ガイドライン」と「地域ごとのガイドライン」で構成されています。

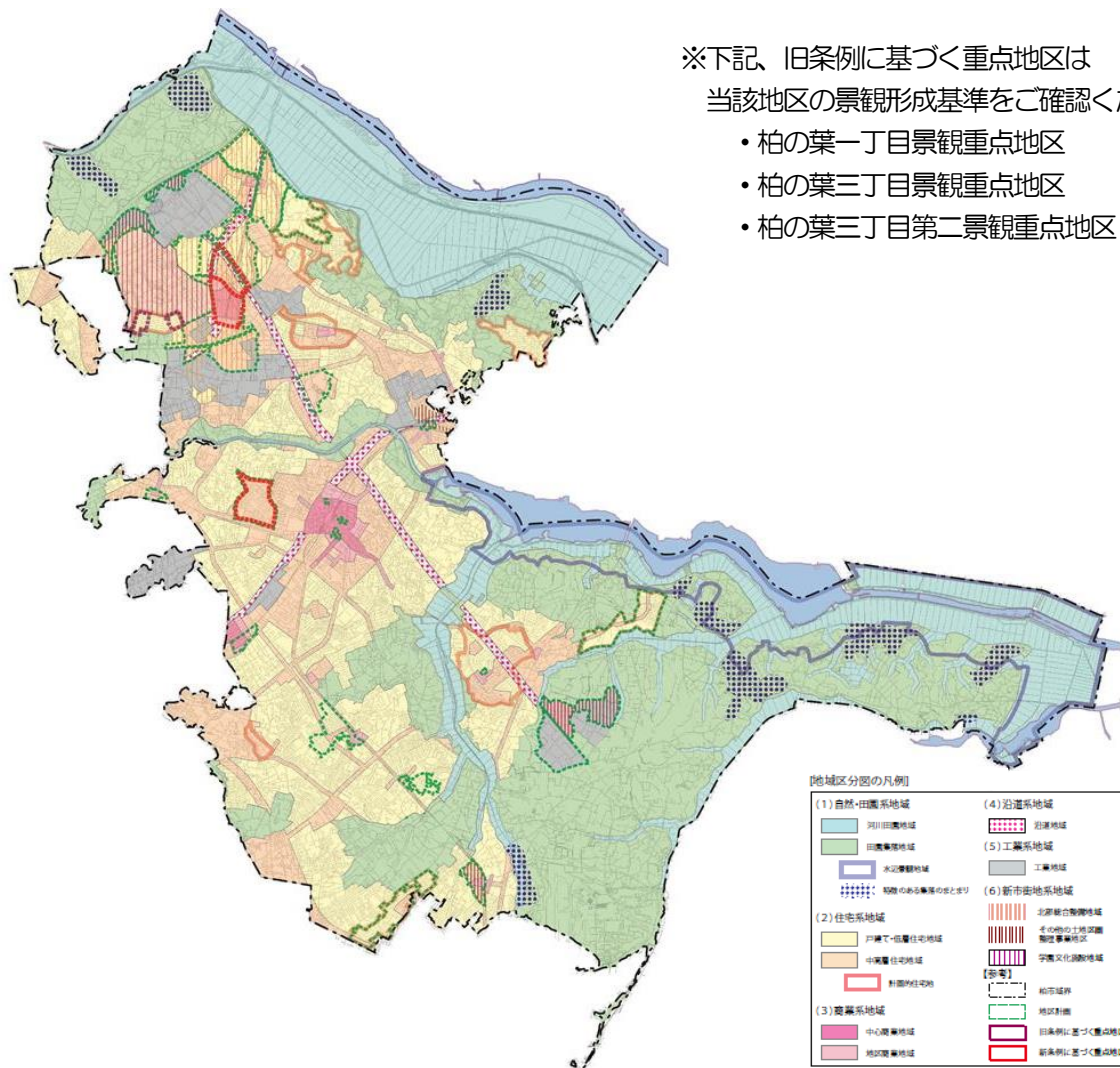
重点地区以外の区域では、「共通ガイドライン」と「地域ごとのガイドライン」を行為の基準として事前協議および届出（協議・審査）を行います。

重点地区（豊四季台、柏の葉キャンパス、柏の葉2号調整池）では、これらに加え、指定された地区ごとに定める景観形成基準（別冊）が行為の基準となります。



(2) 地域区分図

都市計画法に基づく用途地域等と連動し、下図のとおり地域区分を行います。
地域ごとのガイドラインは下図の地域区分により決定します。



共通ガイドライン (P4～) 柏市全域



地域ごとのガイドライン

自然・田園系地域 (P7～) 市街地調整区域

住宅系地域 (P10～) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第1種住居地域、第2種住居地域

商業系地域 (P13～) 商業地域、近隣商業地域

沿道系地域 (P15～) 準住居地域

工業系地域 (P17～) 準工業地域、工業地域、工業専用地域

新市街地系地域 (P19) 土地区画整理事業地区等



各重点地区の景観形成基準
※重点地区に該当の場合、当該地区の基準を確認

豊四季台景観重点地区
柏の葉キャンパス駅周辺景観重点地区
柏の葉2号調整池周辺景観重点地区

5 地域別景観形成ガイドライン

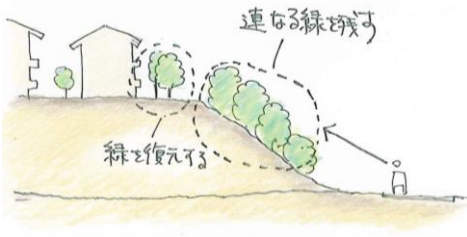
(1) 共通ガイドライン

【1】建物等と緑をセットとして施設計画を図る

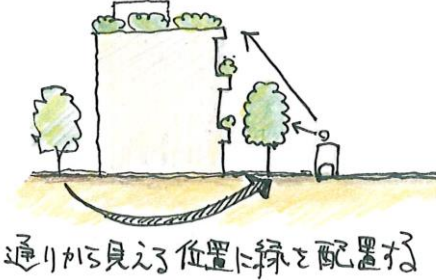
斜面緑地や平地林、野馬土手など柏を特徴づけているものは極力残し、緑を取り込んだ計画とすることや伐採した緑の復元に努めることなど、自然の風景との共生を図りましょう。

また、建物や敷地の周りは、通りなどから見えるよう緑を配し、さらに、商業地など多くの人が行き来する所では、人の目を楽しませるような“魅せる”ための緑の配置の工夫も望めます。

《残す、復元する》



《見せる》



《魅せる》



【2】地域の特性を活かし、周辺の景観と調和するよう配慮する

地域の社寺などの歴史的資源を保全するとともに、その周辺では、それらを生かした地域になじむよう、建築物などの外観の材料などを選ぶ時には、地域固有の特徴に配慮しましょう。

また、水辺周辺では、水辺に顔を向けた建物配置や緑化などへの配慮も必要です。小さな生物が生息できる環境づくりとともに、やすらぎの感じられる景観の形成が望めます。

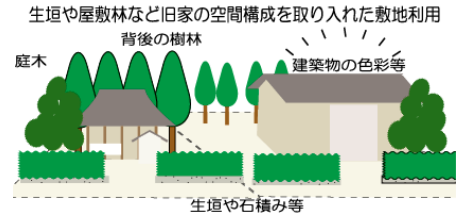
《水辺に顔を向けた建物配置》



《歴史的資源周辺での配慮》



《地域固有の特徴への配慮》



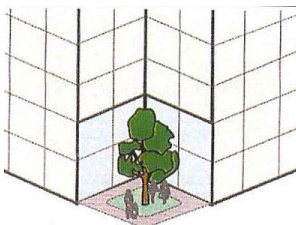
【3】境界領域(セミパブリック)では豊かな表情を形成する

視線をひき付けやすい敷地の境界部コーナー部のしつらえは、通りに向けた表情づくりや演出を行うとともに、セットバックを行うなど、快適な歩行空間形成のための工夫も必要です。

また、通りでは共通となる要素(壁面の位置、生け垣など)を探し、つなげてまち並みを形成する配慮も行いましょう。

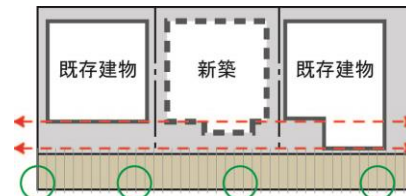
さらに、公園や学校、コミュニティ施設等の公共施設及びその周辺では、周辺の環境と調和した建物や緑の配置が望めます。

《コーナー部の演出》



シンボルツリーや広場などの演出により、街角の印象が高まります。

《通りで共通となる要素》

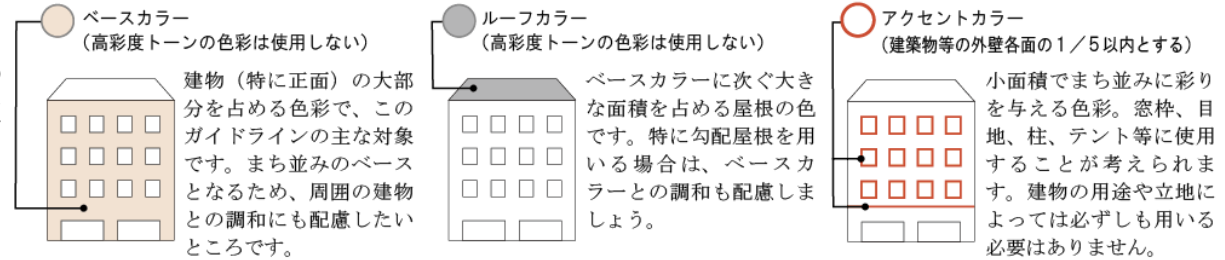


【4】 柏らしい色彩景観を形成する

建築物等の用途や規模、立地場所などを考慮し、次のような方法により、周辺のまち並みにふさわしい色彩の選択を図りましょう。

建築物等のベースカラー・ルーフカラーは、暖かみのある穏やかなトーンを基本とし、特に高彩度トーンの色は使用しないでください。

<ベースカラー、ルーフカラー、アクセントカラーについて>



建築物等の色彩基準

トーン	色相	1.25R	6.25R	8.75R	1.25YR	3.75YR	6.25YR	8.75YR	1.25Y	3.75Y	8.75Y	1.25GY	3.75GY	6.25GY	1.25B	6.25B	8.75B	1.25PB	3.75PB	8.75PB	1.25P	6.75P	3.75RP		
		6.24R	8.74R	1.24YR	3.74YR	6.24YR	8.74YR	1.24Y	3.74Y	8.74Y	1.24GY	3.74GY	6.24GY	1.24B	6.24B	8.74B	1.24PB	3.74PB	8.74PB	1.24P	6.74P	3.74RP	1.24R		
● 低彩度色 まちなみの景観のベースとなる色	高明度 低彩度	明度	8.0~10																						
		彩度	0.75	0.75	0.75	1.25	1.25	1.75	1.75	1.75	1.25	1.25	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	0.75	
	中明度 低彩度	明度	5.0~7.9																						
		彩度	1.25	2.25	2.25	2.75	3.5	3.5	3.5	2.25	1.75	1.75	1.25	0.75	0.75	0.75	0.75	1.25	1.25	1.25	0.75	0.75	0.75	0.75	
	低明度 低彩度	明度	0~4.9																						
		彩度	1.75	3.5	4.5	4.5	4.5	4.5	5.5	3.5	1.75	1.75	1.75	0.75	0.75	0.75	0.75	1.25	1.25	1.25	0.75	0.75	0.75	0.75	
● 中彩度色 大きな面積で使うときは周辺の景観に十分注意	高明度 中彩度	明度	8.0~10																						
		彩度	0.76	0.76	0.76	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	1.26	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	0.76	
	中明度 中彩度	明度	5.0~7.9																						
		彩度	1.26	2.26	2.26	2.76	3.6	3.6	3.6	2.26	1.76	1.76	1.26	0.76	0.76	0.76	0.76	1.26	1.26	1.26	0.76	0.76	0.76	0.76	
	低明度 中彩度	明度	0~4.9																						
		彩度	1.26	3.6	4.6	4.6	4.6	4.6	5.6	3.6	1.76	1.76	1.26	0.76	0.76	0.76	0.76	1.26	1.26	1.26	0.76	0.76	0.76	0.76	
● 高彩度色 ベースカラー・ルーフカラーに使用不可	高彩度	上記以外の色彩																							

これらの色彩については、地域別の方向性に基づき、さらにおすすめの色彩を示しています。
(詳しくは、それぞれの地域ごとのガイドラインをお読み下さい)

《素材色をベースとした建物について》

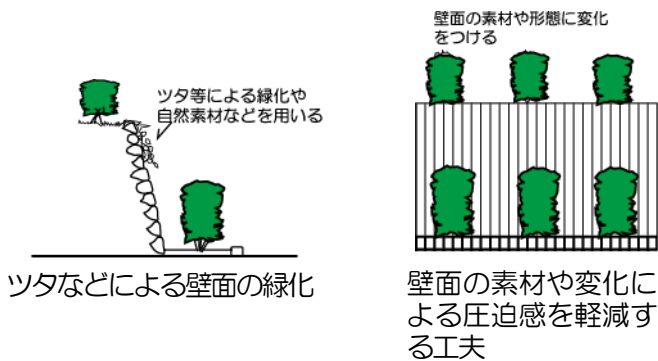
様々な建材が多様化される今日においても、木材や石材、砂や土などの建材が多く用いられています。こうした自然素材の色は、経年変化により穏やかなトーンに変色することが多いことから例外とします。

【5】工作物を設置する場合は、周辺の景観を損ねないように配置やデザインなどに配慮する

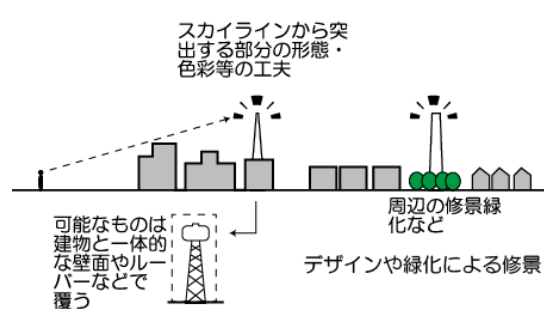
工作物は周辺の景観を損ねないように、次のような方法により、極力圧迫感や不安感を与えないよう配置やデザインなどに十分に配慮しましょう。

- ・擁壁等は、壁面前面のスペース確保による緑化、ツタなどによる壁面の被覆、素材や形態に変化を付け圧迫感を軽減するなど、壁面の修景を工夫する。
- ・鉄塔・煙突・高架水槽等は、敷地境界から後退させ、周辺の施設や歩行者、車に対して圧迫感を与えない配置とし、落ち着いた形態等とする等、周辺との調和を図る。
- ・装飾塔・物見塔等は、景観を損ねる華やかなデザインや電飾は避け、設置場所周辺には緑や舗装などの工夫による修景を図る。
- ・太陽光発電設備等を設置する場合は、周辺の景観を損ねないように、周辺から違和感のない配置やデザイン、形態、色彩等とするよう努めましょう。

《擁壁の修景例》



《鉄塔・煙突・高架水槽等の修景例》



《太陽光発電設備の修景例》



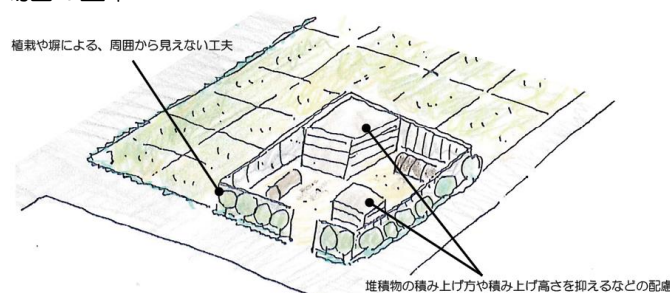
- ・パネルの反射光が周辺に影響を及ぼさないよう配慮する。
- ・パネルは低反射性の目立たないものを使用する。
- ・パネルの色彩は黒・濃紺等で低明度・低彩度とする。
- ・附属設備の色彩は周辺との調和に配慮し、「建築物等の色彩基準」（41ページ）に合致させる。
- ・樹木の伐採は必要最小限とする。
- ・外周は周辺環境にあわせ植栽等で修景する

【6】屋外で土石、廃棄物等を堆積する場合は、周辺の環境との調和を図る

土石、廃棄物等を堆積する場合は、次のような方法により、通りからの見え方に十分な配慮が必要です。

- ・周囲から堆積物が見えないような配置の工夫や植栽や塀などを設けて遮へいするなどの配慮をすること。
- ・できるだけ整然とした積み上げ方をし、堆積物の高さを低く抑えるなどの配慮をすること。

《土石、廃棄物等を堆積する場合の基準》



(2) 地域ごとのガイドライン

①自然・田園系地域

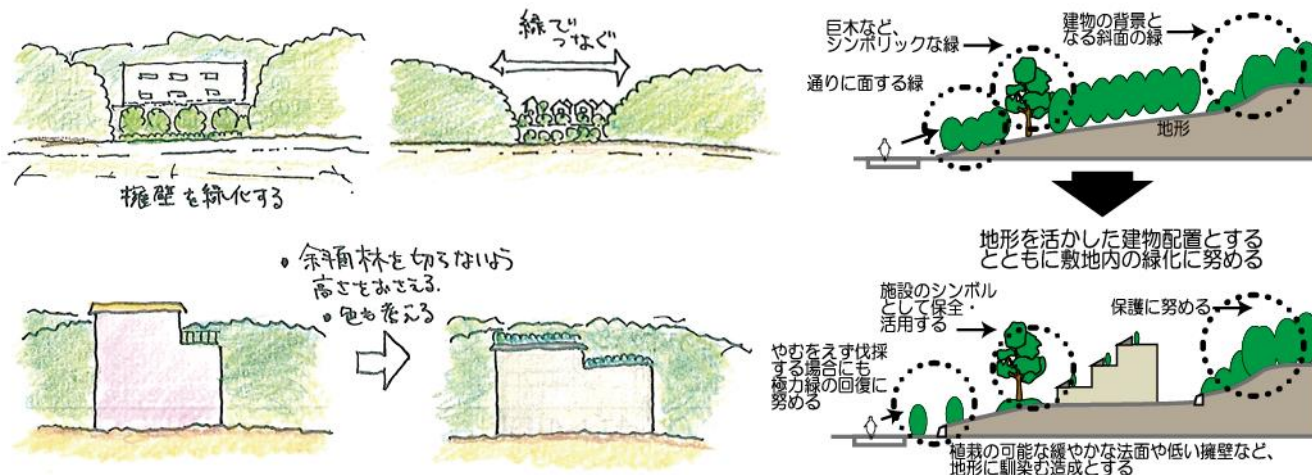
【1-1】自然・田園空間の基本的な構成を尊重し、協調する

自然・田園風景は、水辺とその周囲の水田、地形の起伏により形成される丘と谷津と斜面林、丘上の集落内の畑と農家住宅と背後の屋敷林など、地形や自然条件等に根ざして景観が形成されています。水辺周辺の広がりのある眺望、貴重な緑のまとまりである斜面緑地の連続性、集落内の敷地利用など、基本的な空間の構成を尊重することが大切です。



【1-2】斜面緑地等、地域の緑の連なりを構成している緑地や樹木の保全に努める

新たに開発や土地利用を行う場合は、斜面緑地等を避けることが基本となりますが、避けられない場合には、スカイラインを樹木より低くしたり、調和する色彩を用いたり、前面に植栽を配するなど、建築物等が緑の連なりを分断しないようにしましょう。



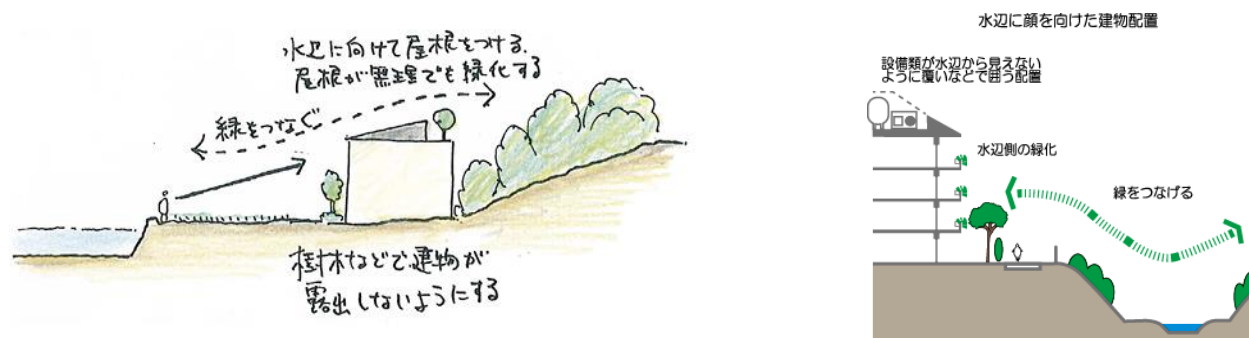
【1-3】周囲の自然環境になじむデザインや色彩により、良好な空間を創り出す

自然・田園系地域での建築行為は、景観にとって大きな影響を与えます。建築物等が周辺の植生や集落地景観となじむようにすると共に、特に大規模な行為の際は構造物が露出して広がりのある眺望や緑のつながりを阻害しないように配慮する必要があります。

建物を建てる場合は、周囲にあわせた形態や意匠、色彩などを用いるとともに、効果的な植栽の配置などにより自然・田園景観になじむよう配慮しましょう。

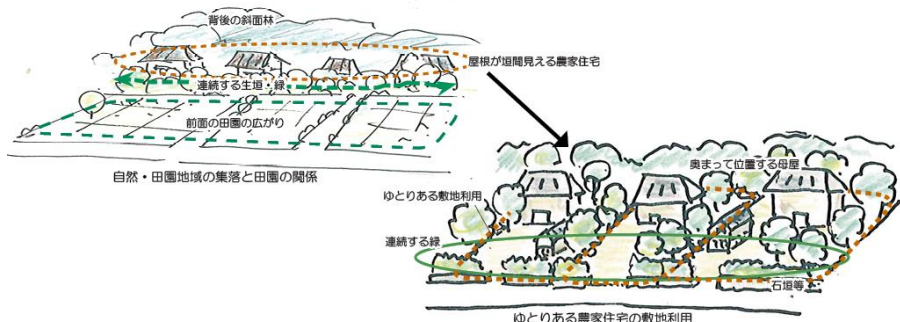
水辺周辺では、橋や道路などからの眺めに配慮し、親しみやすく潤いのある落ち着いたたたずまいを大切にしましょう。

水辺の護岸なども、自然素材を使用する、緑化に配慮するなどの工夫をしましょう。



【2-1】昔ながらの敷地利用を大切に

集落では、自然条件や生活文化に由来して、樹林地、農地、建物の配置などに一定の形態があります。旧来の農家住宅ではゆとりのある敷地利用がなされており、これが連続することで落ち着いた集落景観となっています。新しく建築物等を建てる際、昔ながらの敷地の使い方を意識し、大切にすることで、美しい集落景観を継承することができます。



敷地の奥に母屋が配置され、豊かな緑が配されたゆとりある敷地利用をした農家住宅が連続することで、落ち着いたたたずまいのある集落景観が形成されています。

【2-2】集落のまち並み（特に敷き際や、建物の素材、色彩など）の連続感を維持する

生垣が連続しているなど集落ならではの景観づくりの作法を継承して、周辺のまち並みとの調和を図りましょう。



【2-3】周辺の歴史資源を尊重し、建築物の配置や形態を工夫する

地域の歴史を語り、地域に親しまれてきた寺社地などの歴史資源を大切に扱い、周辺の建物の配置やデザインの工夫をしましょう。



素材の使い方や緑の配置を、周辺の歴史的意匠と調和させましょう。



寺社の参道に面する部分を緑化して、参道を演出しましょう。

【2-4】歴史的資源を地域の記憶として継承する

集落の文化に基づいた長屋門や蔵などの建物、数多く点在する寺社地や祠、シンボルとなる境内の樹木、野馬土手などを、地域に親しまれてきた貴重な財産として積極的に保全、活用しましょう。

保全が困難な場合でも、部分的に残す、素材を再利用する、同様の意匠や素材とするなど、地域の記憶を継承する工夫をしましょう。

【3-1】昔ながらの素材を積極的に活用し、周辺との連続性に配慮する

塀や生垣、門、庭、外壁、瓦などに用いられている昔ながらの素材を積極的に活用することで、周囲になじんだ家並みを保全しましょう。

【3-2】周辺と調和した落ち着いた色彩とする

屋根や壁面等、周辺から突出するような華やかな色彩を避け、無彩色や低彩度とすることで、周辺の景観との調和を図りましょう。

〈おすすめの色相〉

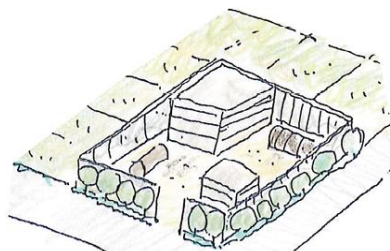
伝統的な民家などに用いられ、周囲を取り囲む自然景観に融和する低彩度のトーンをおすすめします。色相は、木材や漆喰などの伝統的建材を尊重し、YR（黄赤）やY（黄）などの暖色系や無彩色をおすすめします。

（色相は5R～5Y、高明度低彩度、中明度低彩度がおすすめです。）

【3-3】資材置場等は自然・田園景観になじむように

しつらえを工夫する

資材置場、産廃施設、墓地などは自然・田園景観の中でも特に目立ちやすいものです。広がりのある眺めを守るために周囲を緑化してなじませたり、通りからの眺めに配慮して、資材の積み方を工夫するなど、できるだけ目立たずきれいに見えるような工夫をしましょう。

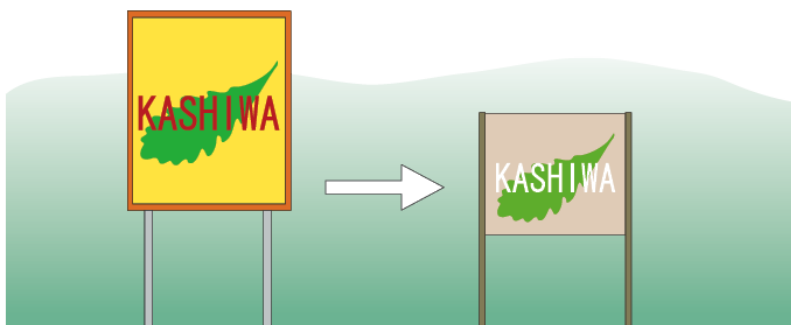


きれいに見えるような資材の積み方の工夫や、周囲を緑化する

【3-4】店舗や、夜間照明、サイン・オブジェ等の要素は、自然・田園景観を損ねない落ち着いたデザインとする

自然・田園景観の中では、店舗のデザインや、サイン・オブジェなどを誘目性の高い意匠とした場合、市街地以上に目立ちやすく、景観を損ねる要因となりかねないことに留意しましょう。

広告・看板類を設置する際には、緑や水辺を隠さない必要最小限の数量・大きさとし、景観になじみやすい自然系の素材、ごく低彩度の色彩を基調としましょう。



看板はできるだけ小さくして、緑や水辺を隠さないようにするとともに、景観になじむ色彩やデザインとしましょう。

【3-5】建物やその周辺を美しく保つ

個々の建物と自然・田園が一体となった良好な田園集落地域の景観を維持するためには、建物の外観や庭木、生垣、敷地際などをきれいに美しく保つことが大切です。

【3-6】良好な維持管理を持続するための仕組みづくりを行う

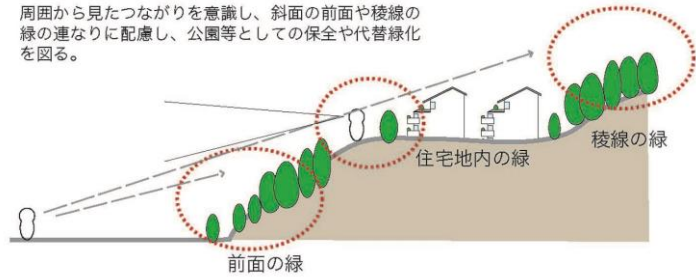
集落では、高齢化等の諸事情により、屋敷や農地の周辺の維持管理が難しくなっていたり、不法投棄やゴミのポイ捨て等の心無い行為により、荒れた地域となってしまうこともあります。これらは個人個人のマナーの問題ではありますが、地域で取組む課題と捉え、必要に応じて地域以外の人々とも協力して解決する仕組みをつくるのが大切です。

②住宅系地域

【1-1】地域を縁どる緑のまとまりやつながりを構成している緑地や樹木の保全に努める

地域の緑としてまとまりやつながりのある斜面緑地、野馬土手、平地林、鎮守の森などの緑の連続性を分断しないよう、既存緑地・樹木の保全や、代替緑化に努めましょう。

周囲から見たつながりを意識し、斜面の前面や稜線の緑のつながりに配慮し、公園等としての保全や代替緑化を図る。



【1-2】緑を創出し、つないでいく

残すべき緑が失われつつある場所では、敷地内緑化や公的な緑地の創出などにより、積極的に緑のつながりを創出しましょう。

特に周辺に自然の多く残る場所では、それらの地形・植生と調和した造成計画や緑化計画としましょう。

新しい建物が緑のつながりを途切れさせないように、隠さないよう。



↓ 生垣や庭木、建物高さを配慮..



【1-3】切土や盛土など土地形状を変更する場合は、周辺への圧迫感を軽減するよう、高さや構造等を工夫する

住宅地開発では、周辺の環境と調和した住みよい環境づくりへの配慮が大切です。

特に切土や盛土など土地形状の変更を伴う開発行為を行う場合、周辺に与える影響も大きいことが予想されることから、擁壁の高さは、下記の通りとし、擁壁前面の緑化を行い、歩行者や住民等に圧迫感を与えないよう十分に配慮しましょう。

擁壁の高さについて

【規制地域】

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域

【高さの規制】

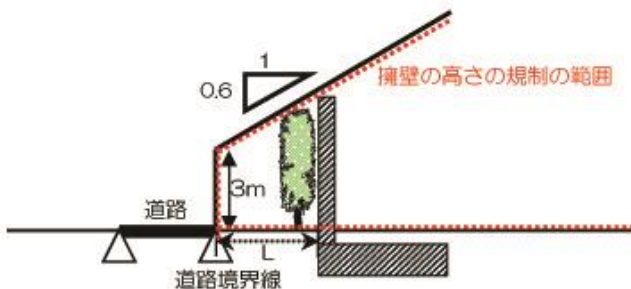
擁壁の高さは、当該部分から前面道路又は公園等の公共施設の境界線までの水平距離に0.6を乗じて得たものに、3mを加えたもの以下としなければならない。

【対象規模】

対象とする開発規模は、2,000㎡以上

【緑化の推進】

前面道路又は公園等の公共施設の境界線から、擁壁を離して設置する場合、擁壁前面の緑化を行う。



■擁壁の許容高さの算定

$$H = 3 + 0.6 \times L$$

H・・・擁壁の許容高さ (m)

L・・・道路等境界線からの離れ距離

【1-4】地域のイメージを高める、多様なスケールと彩りのある植栽空間を構成する

公園や街路樹から、庭、窓辺まで、多様なスケールの植栽空間が実現可能な計画としましょう。

居住者の生活動線・コミュニティの場としての
緑道空間



※魅力ある緑道を配置することで、親しみやすい住宅地景観を形成する。

自然の緑からコモン緑まで大小の緑に
彩られた豊かなオープンスペース



※樹林、住区内の緑など大小の緑を組み合わせ、つなぐ

緑につつまれるまち並みのスカイライン



※植栽デザインにテーマ性をもたせ、住宅地の個性とする。

庭空間を兼ねたオープンな外構



※外構の先行整備により住宅地のイメージをつくる。

【2-1】魅力的な住宅地の骨格・シンボルをつくる

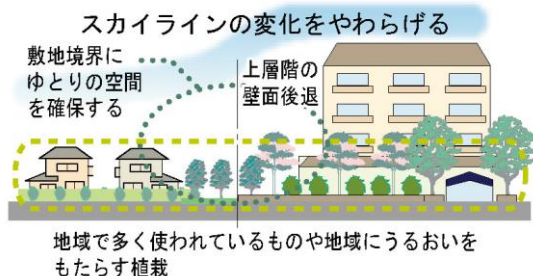
面的な住宅地開発では、道路や緑道、街区内通路などにより、快適で魅力的な歩行者空間の骨格をつくりましょう。

面的な住宅地開発では、地区の拠点となる公園や広場、集会施設、地域の公共施設などのシンボル化を図りましょう。

【2-2】周辺の住宅地景観への気遣いの感じられる境界部のデザインとする

市街地では、低層の住宅と中高層の住宅が隣り合ったり、住宅、店舗や事業所が隣り合ってしまうところもあります。それぞれの敷地のことだけを考えるのではなく、相互に気遣いあった景観づくりが大切です。新たに建物等を建てる際には、次のように周辺への十分な気遣いのある計画としましょう。

- 周辺の住宅地との境界に、緩衝空間を可能な限り設けるとともに緑化に努め、相互のプライバシーを保護する。
- 色彩やボリューム配置、壁面形状や色彩の工夫などにより、調和を図る。



※住宅地の開発時に、周辺への配慮とともに、予め敷地境界部に緑地や公園、道路を配置するなど、自らの環境を創出する計画とすることも大切です。

【2-3】景観に落ち着きを与えるまち並みデザインとする

住宅地開発に際しては、周辺景観への影響を考慮し、住宅地としての心地よいまち並みを大切にしましょう。開発地境界部の外構デザインは特にゆったりと取り、デザインや色彩を周辺と合わせた落ち着いたものを用いましょう。

複数棟の戸建住宅や集合住宅の場合は、一定の統一感を持たせつつ、全く同じデザインの繰り返しではなく、色彩や仕上げ、建具など、適度に変化をつけた自然なしつらえとしましょう。

【3-1】 通りや近隣に対してゆとりある配置とする

通りや近隣に対して圧迫感を与えない建物や外構の配置としましょう。空間の広がりを創ったり、緑の植栽などによって、通りを豊かに演出しましょう。

外構フェンスや駐車場などを、機能を保ちながらゆとりの空間として演出する工夫により、施設全体が魅力的な空間となります。

【3-2】 エントランスは通りに表情を与えるようなデザインとする

門扉、エントランスは住まいの顔であり、まち並みのポイントとなります。建物や周辺との調和を図りつつ、魅力あるデザインを用いましょう。

【3-3】 景観に落ち着きを与える建物デザインとする

周囲のスカイラインや壁面位置を揃えたり整えることで、通りからの「ライン」や「リズム」を意識しましょう。違和感のない程度に協調させることが大切です。

【3-4】 壁面に表情をもたせる

歩行者の目線に近い低層部などは、素材感のある石材や木材などを用いることで表情が豊かになります。また、壁面が大きくなる場合は、周囲のスケールにあわせて適度な分節化をするなどの工夫をし、圧迫感を軽減させましょう。

【3-5】 周辺と調和した落ち着いた色彩とする

建物の色彩は個人の好みだけで決めるのではなく、まち並み全体や周囲との連続性、共通性を意識したものとしましょう。また、中高層住宅の場合は外壁などが大きくなりがちのため、威圧感の少ない色選びを心がけましょう。

《おすすめの色彩》

住環境にふさわしい暖かみのある景観を保つため、色相は、[暖色]と呼ばれる、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)系をおすすめします。また、適度な明るさと穏やかさのある景観とするため、トーンは高明度及び中明度の低彩度色、中明度の中彩度色をおすすめします。

(色相は5R~5Y、高明度低彩度、中明度低彩度、中明度中彩度がおすすめです。)

【3-6】 屋上やベランダ、敷地内の設備類、立ち上がりのある工作物を修景する

露出した設備類や立体駐車場は建物外観を損ね、景観上も好ましくありません。目立ちにくい位置にしたり、囲いや緑で隠す、露出する部分を建築物と調和した素材・色彩とするなどの工夫をしましょう。また、外階段や外廊下は、通りの景観に暗い雰囲気を与えないように、配置、デザインを工夫しましょう。

【3-7】 店舗や、夜間照明、また、サイン・オブジェ等の要素は住宅地景観と調和した落ち着いたデザインとする

住宅系地域内で店舗・事務所を営業する場合や広告物を設置する場合は、住宅地らしいたたずまいを損ねることのないよう、店構え、店先、広告物、夜間照明のデザインや色彩は派手なものせず、落ち着いたものとしましょう。サインを工夫しましょう。

【3-8】 緑や花など日常的な美しさを演出する

既に形成された住宅地では、その景観を日常的に美しく維持することが大切です。まず、個々の住まいの建物まわりや敷地まわり(庭先や生垣など)の維持、また、身近な地域の道沿いなどに緑や花を植えるなど、日常的な取り組みによってできる景観づくりを拡げていきましょう。

③商業系地域

【1-1】柏市の顔にふさわしく、個性の中にも秩序ある商業地景観を創出する

派手さを競い合うのではなく、デザインの質により、個性と秩序が両立するまち並みづくりを目指しましょう。

【1-2】豊かな歩行者空間を形成する

敷地規模に応じてオープンスペースを確保し、豊かな歩行者空間を創出することで、居心地のよい街の環境をつくりましょう。

【2-1】表情豊かな商店街の景観を形成する

広場や通りは、商店街としての連なりによって表情が創り出されます。特に駅前広場や駅前通りなどの「表通り」に面する部分は、エントランスや建物のファサードなどは、次のような工夫により、通りに対して魅力的で豊かな表情を創り出すようにしましょう。

- 通りに対して閉鎖的にならないデザインとし、住宅や駐車場などの店舗以外でも、植栽等により表情ある通りの景観を演出する。
- 広場周辺や通り沿いで多く見られる建築のスケールやスカイライン、色彩、素材などのデザイン要素を採り入れるなど周囲に協調することで、まち並み全体の個性を大切にします。
- 季節感のある樹木やプランターやストリートファニチャーなど、通りに合ったおしゃれな店先演出により、まち並みの魅力アップを図る。

【2-2】周辺の住宅地景観への気遣いが感じられるデザインとする

商店街周辺に広がる住宅地の景観にも気を遣い、不調和とならないようにしましょう。特に商店街と住宅地との境界部では次のような配慮が必要です。• 通りに対して閉鎖的にならないデザインとし、住宅や駐車場などの店舗以外でも、植栽等により表情ある通りの景観を演出する。

- 閉じた塀や壁面、荷さばきスペースや設備類などが住宅地に直接面しないよう、周囲を緑化する。
- 住宅地に面して鮮やか過ぎる色彩や、けばけばしい灯りを用いない。特に広告・看板類についてはこれらのことに配慮する。
- 店先は落ち着いたしつらえとし、季節感のある樹木を植えるなど、住宅地と調和した空間とする。

【3-1】店先にゆとりのスペースを創出する

商業地では、利用者がゆっくりと歩いたりたたずんだりしながら買い物を楽しめるよう、適度なゆとりを確保しましょう。このような配慮は、お店の演出にもなります。

敷地の規模などに応じ、適切な空地を確保し、利用しやすくしつらえましょう。

【3-2】前面空地は通りに対してうるおいの感じられるしつらえとする

駐車場や自転車置き場等は、まち並みにさびしい印象を与えないよう、周囲や路面緑化など、うるおいが感じられるしつらえとしましょう。

また、塀、建築壁面が通りに対して長く単調にならないよう、前面の緑化や低層部への賑わい空間の演出に努めましょう。

【3-3】建物の低層部は開放感や楽しさを演出する

建物の低層部はお店の顔となり、商店街の顔としてつなげていくべき部分です。次のような方法により、開放感や楽しさの感じられる空間演出を図りましょう。

- ・開口部を広くとるなど開放感のあるしつらえとする。
- ・店先に適度な楽しさ、にぎわい、おしゃれさなどの魅力が感じられる演出をする。
- ・夜間の閉店後に寂しくならないよう、シースルーシャッターの設置、ショーウィンドウのライティングなどに努める。

【3-4】建築の壁面（特に中高層部）は落ち着いたデザインとする

建築壁面は、商業地としてのにぎわいを演出する重要な部位である反面、まち並みとしての秩序を創り出す上でも大切な部位です。また、歩行者や周辺の住宅地に対して圧迫感を与えないために、次のような配慮により、落ち着いたファサードデザインを創りましょう。

- ・周囲にあった色彩やデザインを用いたり、植栽との組み合わせにより、落ち着いた印象の外観とする。
- ・大きな壁面は、形態や仕上げ、色彩等の適度な変化により分節化を図る。
- ・外階段は露出させず、建築本体に組み込むデザインとするか、ルーバーなどで目隠しをする。

【3-5】街角を意識したデザインとする

景観上のポイントとなるコーナー部は、建物デザインや小広場、シンボルツリーなどによって、特徴のある街角としましょう。

【3-6】設備類やゴミ置き場を修景する

設備機器類やゴミ置き場などは、見苦しくないよう通りから見えにくい配置としたり、緑やデザインされたフェンスや壁面を用いて修景しましょう。

また、立体駐車場は、無表情な壁面や機械の露出を避けるとともに、まち並みの連続性を分断しないよう、通り沿いや壁面の緑化修景、外壁の工夫などによりうるおいの感じられる外観としましょう。

【3-7】まち並みに配慮した色彩とする

商業系地域の施設は、商店等を目立たせるために多様な色使いや、派手な色彩になりがちです。中高層部は落ち着いた色彩をベースとし、低層部ににぎわいや華やかさを演出する色彩をアクセントとして用いるなど、周囲の景観とのバランスを考慮した色彩としましょう。

《おすすめの色彩》

商業・業務系の建物には華やかさのある色彩表現も必要なことから、多彩な色彩表現の妨げとならないよう、比較的幅広い範囲の色彩をおすすめしています。周囲の景観とのバランスを考慮しながら、楽しく魅力的な駅前や沿道となるよう工夫してください。

(色相は全範囲、高明度低彩度、中明度低彩度、高明度中明度、中明度中彩度がおすすめです。)

【3-8】建物や店先、通りを美しく維持する

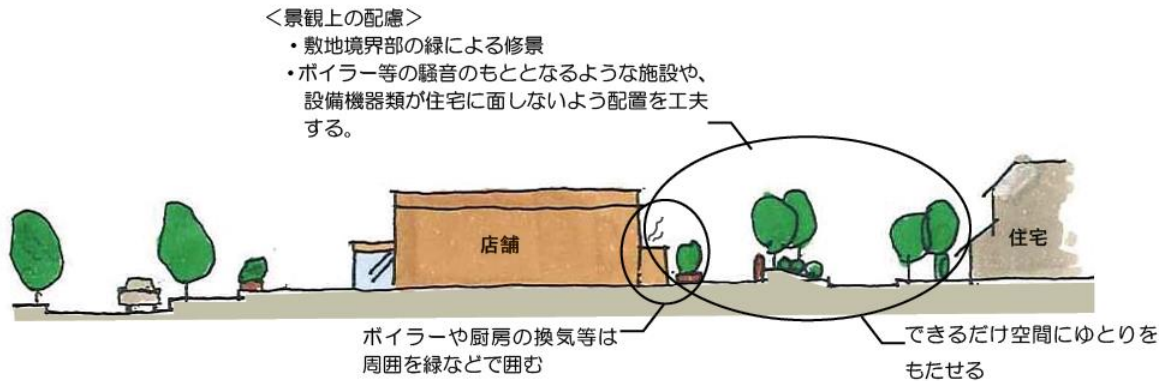
個々の建物や店先、通りを日常的に美しく保つよう努めましょう。また、建築物の屋根・外壁などは、維持管理が容易な素材や経年変化の美しい素材で仕上げましょう。大規模建築物は特に気を配りましょう。

④沿道系地域

【1-1】周辺の住宅地景観にも気を遣い、異なる用途が隣り合う境界部では特に調和を図る

沿道系地域は、店舗や流通施設、住宅など用途が異なる施設が混在しがちです。また、集客施設や業務サービス施設など、周囲の市街地にも影響を与える施設が立地します。

それらの建物の境界部では、周辺への影響の緩和や混在する用途の調和に努め、相互に十分な配慮をしましょう。



【1-2】サイン、夜間照明、オブジェ等の演出要素は、景観を損ねないよう配慮する

サイン、オブジェなどの演出要素は、集約化、設置位置の配慮、高さ・大きさ・色づかい・デザイン等を工夫し、すっきりとした印象を与える広告となるように工夫しましょう。さらに屋上広告物等、高い位置に設置するものは、目立つため特に配慮が必要です。また、夜間照明等は、周辺に光害を生じないように努めましょう。

<広告・看板類のデザインの3つの工夫>

- ①高さを抑え、周辺景観へ配慮する
- ②巨大化せず、適度な大きさに
- ③コーポレートカラーが高彩度色の場合は、面積比を変化させるなど工夫する



<建物と調和した広告物の例>

広告物の掲出方法を工夫し、建物形状や色彩などとの共通性をもたせることで、建物全体の雰囲気向上、さらに沿道景観の向上にもつながります。



<夜間照明の例>

周辺住宅地の光害を避けるための配慮事項として次のものがあげられます。

- ・動光、点滅するものやまぶしすぎる照明の使用を避ける
- ・周辺住宅地への漏れ光を避ける
- ・屋上広告物や高い位置にある独立広告物などでは特に配慮する

少ない照明でも使い方の工夫で、イメージ良く、目を惹き付けるデザインが可能です。

【1-3】まち並みに配慮した色彩とする

幹線道路沿いでは車等からの視認性に対応して、大きな面積、様々な部位で派手な色彩を用いるケースも見られます。必要以上の大きさで高彩度色を用いないなど、施設デザインとしてのバランスや周辺環境との調和を考慮した色彩としていきましょう。

《おすすめの色彩》

商業・業務系の建物には華やかさのある色彩表現も必要なことから、多彩な色彩表現の妨げとならないよう、比較的幅広い範囲の色彩をおすすめしています。周囲の景観とのバランスを考慮しながら、楽しく魅力的な沿道となるよう工夫してください。

(色相は全範囲、高明度低彩度、中明度低彩度、高明度中明度、中明度中彩度がおすすめです。)

【2-1】通りからの見え方を意識し、植栽等で修景を図る

駐車場などはまち並みの連続性を分断しないよう、通りから目立たないよう配置を工夫するとともに、周りの緑化などの工夫により修景しましょう。また、敷地規模に合わせたセットバックを行い、植栽を配置し、落ち着いた沿道景観の形成を計りましょう。

【2-2】季節感のある緑や雰囲気のある素材により、潤いある沿道景観を形成する

通りに面する側では、空地や壁面の緑化、外構や建物などに使用する素材により、潤いのある沿道景観の形成を図りましょう。

＜季節感が感じられる緑の組み合わせを考える＞



芝や地被類：ゆったりとした印象をつくりやすい。マウンドアップすることにより目に見えやすくなる。

草花：楽しさややさしい印象を与える。

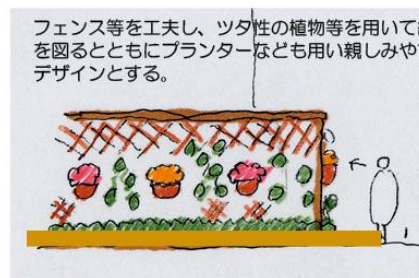
落葉樹：

紅葉、青葉など季節感が楽しめ、軽快な印象を与える樹種が多い。

常緑樹：

防音や遮蔽等に優れ、通年緑があり、排ガス等にも強い樹種が多い。

＜ゆとりがない場合も緑を工夫して用いる＞



フェンス等を工夫し、ツタ性の植物等を用いて緑化を図るとともにプランターなども用い親しみやすいデザインとする。

【3-1】シンプルで一体的な施設デザインとする

建物デザイン、その他の演出要素をできるだけシンプルで一体感のあるデザインとしてまとめ、品の良い賑やかさを演出しましょう。

【3-2】さりげない個性の演出により優れた沿道景観を形成する

店舗や業務・流通施設の性格に合わせ、ワンポイントのデザインなど、さりげなく個性を生かしたデザインを取り入れ、優れた沿道景観としていきましょう。

【3-3】設備などを通りから見て目立たないようにする

設備などは通りの裏面に配置することが望ましいですが、通りに面する場合には、目立たないように植栽などで修景しましょう。

⑤工業系地域

【1-1】快適で魅力的な工業地景観を形成する

工業系地域に立地する工場等は、生産の場として機能を追及するゆえに、敷地や建物の規模が大きく、また無機質な空間になりがちです。

敷地の利用方法や建築物のデザインを工夫することで、周辺に対する工場の影響を和らげるだけでなく、工場等で働く従業者や訪れる人にとっても快適で魅力的な空間となります。

【1-2】周辺の住宅地や商業地、自然・田園景観に配慮する

工業系地域では、周辺の住宅地、商業地、自然・田園地域など、他の地域との調和を図る事が大切です。また、工業系地域内では、工場や倉庫をはじめとする工業系施設の立地が基本とされますが、沿道型店舗、流通施設、住宅など用途が混在する場合があります。

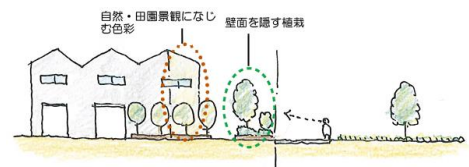
これらの場合、隣接する土地利用の状況に応じて、特に境界部ではできるだけ空間にゆとりを持たせ、施設や緑の配置により修景を図っていく必要があります。

一方、工業系地域に住宅等を建てる際には、工業系施設の立地が基本とされる地域であることを十分認識した上で、沿道系地域と同様に周辺の状況を十分検討し、自らの敷地内での環境の保全に配慮した景観づくりに努めていくことが大切です。

景観上の配慮としては次のような事項があげられます。

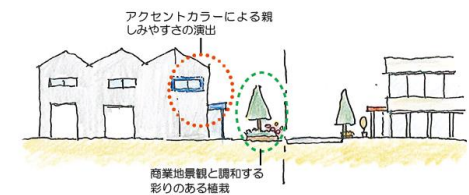
【田畑と隣接する場合】

田畑等と隣接する場合は、特に大きな壁面が目立たないよう、周囲に中・高木の配置や周囲に馴染むよう色づかいにも配慮する



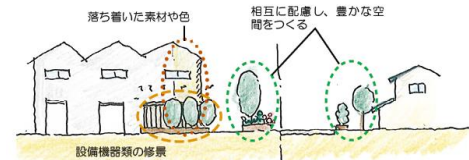
【商業地と隣接する場合】

商業地と隣接する場合は、建物からの見え方にも配慮し、建物周囲の緑化とともに色づかいや壁面デザインなどで親しみやすさを演出する



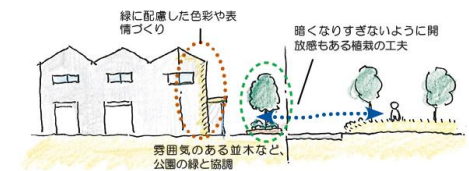
【住宅地と接する場合】

- 敷地境界部の緑による修景に努める。
- 住宅に対してネオンや派手な色彩が面しないよう努める。
- ボイラー等騒音のもととなるような施設や、設備機器類が住宅に面しないよう配置を工夫するとともに、視覚的にも露出しないよう修景する。



【公園・広場などに近接する場合】

- 緑などの協調につとめる。
- 色彩など公園・広場に対して落ち着きや親しみやすさが感じられる表情づくりに努める。



【2-1】通りに面するところでは、オープンスペースを設けるなどの工夫により圧迫感を和らげる

建物配置にあたって、通りに面するところではオープンスペースを設け、工場や倉庫の圧迫感を和らげる工夫をしましょう。また、屋外設備や駐車場などはなるべく通りから見えない場所に配置しましょう。

緑は通りからよく見えるように敷地の外周部や壁面・屋上に配置しましょう。透視性のフェンスとしたり、塀やフェンスの外側を緑化するなど緑を見せる工夫をしましょう。

四季を彩る質の高い植栽計画により潤いを演出することも有効です。

【2-2】通りの景観のポイントとなるよう、エントランスやコーナーをデザインする

工業地では敷地規模が大きい施設が多く、通りの景観が単調になりがちです。エントランスやコーナーなどを施設デザインのポイントとし、変化をつけましょう。

【2-3】駐車場や出入り口を修景する

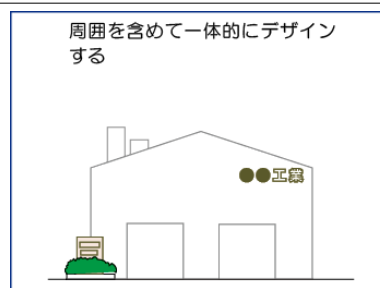
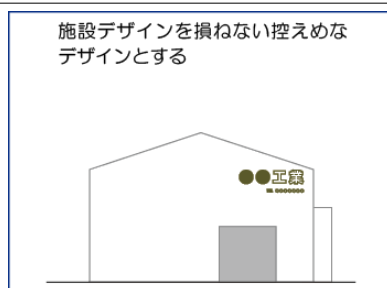
駐車場や車庫の出入り口が目立たない配置の工夫、周囲の緑化などによって雰囲気や和らげるようにしましょう。

【3-1】親しみやすい施設デザインの工夫をする

工場や倉庫は、大規模であるため単調になりがちであり、周辺に圧迫感を与えてしまうこともあります。アクセントカラーを用いたり曲線を織り交ぜるなどにより、壁面に表情を創り出しましょう。また、圧迫感を減らすために建物を分節化するなどの工夫が望まれます。

また、サインは施設デザインを損ねないよう控え目な表現とすることや、周囲も含めた一体的なデザインとするなど施設デザインとの調和を図りましょう。

サイン類は・・・



【3-2】落ち着いた色彩や素材を用いて建築物等の表情をつくる

壁面や屋根は、落ち着いた色彩や素材を用いて表情をつくり、周辺に圧迫感を与えないようにしましょう。

【3-3】屋外設備等は、配置や修景を工夫する

建物に付属する設備等は、目立たない場所に配置するか、建物本体との調和を図りましょう。特に色彩を工夫することが効果的であり、同系色として壁面との一体感をもたせたり、アクセントカラーを用いて壁面デザインに変化を与えるなどの方法が考えられます。

【3-4】工場附属施設の配置やデザインを工夫する

タンク・サイロ・煙突等、工場に付属する施設は、目立たない場所に配置するか、建物と一体性のあるデザインとすることや、落ち着いたカラーリングを用いることで、建築物や周辺と違和感がないようにしましょう。

【3-5】周辺と調和した落ち着いた色彩とする

工場や倉庫の色彩は全般的に控えめな色使いが多く見られます。一方で、それぞれの規模が大きいため、単調な色使いでは圧迫感を感じる場合もあります。部位による色分けやアクセントカラーの使用などにより、親しみやすさや魅力を感じさせる色彩デザインとしていきましょう。

《おすすめの色彩》

現況の景観は、明るさのあるものの色味が少なく親しみやすさに欠ける部分があります。このため、現況をベースにしながらも、中明度・中彩度のナチュラルな色彩を取り入れるなど、近隣の住宅や周囲の緑とも調和するような色彩をおすすめします。

(色相は全範囲、高明度低彩度、中明度低彩度、中明度中彩度がおすすめです。)

⑥新市街地系地域

【1】以下の3つのポイントに配慮し、施設の利用に応じ、それぞれの行為毎に新市街地系地域の魅力的な景観づくりに資するデザインとする

①周辺の地域性や環境と調和した、新たな景観づくり

基盤整備を伴う新たな市街地形成においては、他の地域に比較して大きな景観の変化が予想されることから、周辺に残る、野馬土手などの緑、水辺や古くからの農業集落など、地域らしさや柏の原風景を感じさせる自然環境や地形、歴史資源等、豊かな景観資源との共生を図り、旧来の面影を活かした景観づくりを進めることが必要です。

また、個々の住宅のデザインの協調を図り、通りや界隈のイメージをまとまりのあるものとしたり、新たな住宅地が地域の景観から突出しないように、ボリュームのある敷地内緑化や地域になじむ樹種を用いた生垣、自然石や自然石風の塀としたり、上部の緑化に努めるなど、地域性への配慮が求められます。

②周辺地域との連携に配慮したネットワークづくり

基盤整備を契機として駅を起点とした周辺地区との歩行者ネットワークの強化と魅力的な通り景観の誘導が望めます。

駅を起点とした多くの人々が利用する歩行者動線は景観づくりの重要な軸となります。主要な歩行者動線の強化に加え、これらの歩行者動線沿いについてはその性格に応じ、ふさわしいまち並み景観の誘導を図っていくことが望めます。

③地域の拠点にふさわしい駅前景観づくり

新市街地系地域では、道路等の都市基盤やまち並みがこれからつくられていくことから、新たな拠点にふさわしいまち並みの形成が求められます。

街区内に賑わいを創出し、街区全体の魅力を高めるため、通りからセットバックしたゆとりある歩行者空間や、街区内通路、中庭広場の配置などの工夫をすることが必要です。

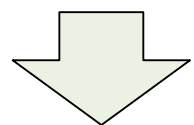
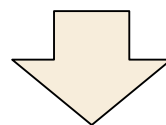
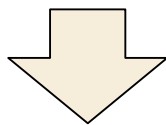
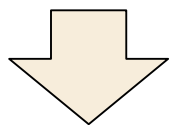
駅前通りでは、顔となる風格のあるまち並みを形成するために、沿道建物の壁面位置を協調しまち並みの連続感をつくる、低層部・中高層部、スカイラインなどはまち並みに配慮しデザインに変化をつける、建物用途に応じた駅前らしいにぎわいの創出や秩序あるまち並みに留意したデザインとする等の工夫をすることが求められます。

また、周辺環境から突出しない、自然との調和を図りやすい素材を用いたり、低層部には賑わいや建物の表情を演出するような、開放感のある素材を用いるなどの工夫が必要です。

6 景観に係る手続きが必要な行為

(1) 景観に係る手続きが必要な行為

行為の種類	《重点地区》			《その他の地区》 (重点地区以外の地区)
	柏の葉一丁目 柏の葉三丁目 柏の葉三丁目第二	柏の葉キャンパス周辺 柏の葉2号調整池周辺	豊四季台	
1. 建築物 (新築, 増築, 改築 移転, 大規模な修繕 若しくは模様替え 又は外観の色彩の 変更)	○	○	○	○
2. 工作物 (新築, 増築, 改築 移転, 大規模な修繕 若しくは模様替え 又は外観の色彩の 変更)	○	○	○	○
3. 開発行為 (都市計画法第4 条第12項)	○	○	○	○
4. 屋外堆積 (土石, 廃棄物, 再 生資源, その他の物 件の堆積)	—	○	○	○
5. 建築物の除去	○	—	—	—
6. 工作物の除去	○	—	—	—
7. 樹木の伐採, 植栽	○	—	—	—
8. 広告物の表示等 (表示, 移設, 内容 変更)	○	○	屋外広告物条例に基づく手続き (※ 屋外広告物の景観誘導は P132 参照)	



<p>《重点地区》</p> <p>手続き等は当該地区の景観形成基準を参照</p>	<p>《その他の地区》</p> <p>対象規模・手続き等は P128 ~を確認</p>
--	---

- 公共施設の場合は手続きが異なります。柏市景観計画本編P133以降をご確認ください。
- 重点地区の手続きは当該地区の景観形成基準に記載しています。
- その他の地区（重点地区以外の地区）については、次ページ以降をご確認ください。

7 手続き（重点地区・公共建築以外）

(1) 協議・届出の対象となる行為

- ① 建築物（新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更）
- ② 工作物（新設、増設、改造、移設、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の色彩の変更）
- ③ 開発行為（都市計画法第4条第12項）
- ④ 屋外堆積（土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積）

(2) 協議・届出の対象となる規模

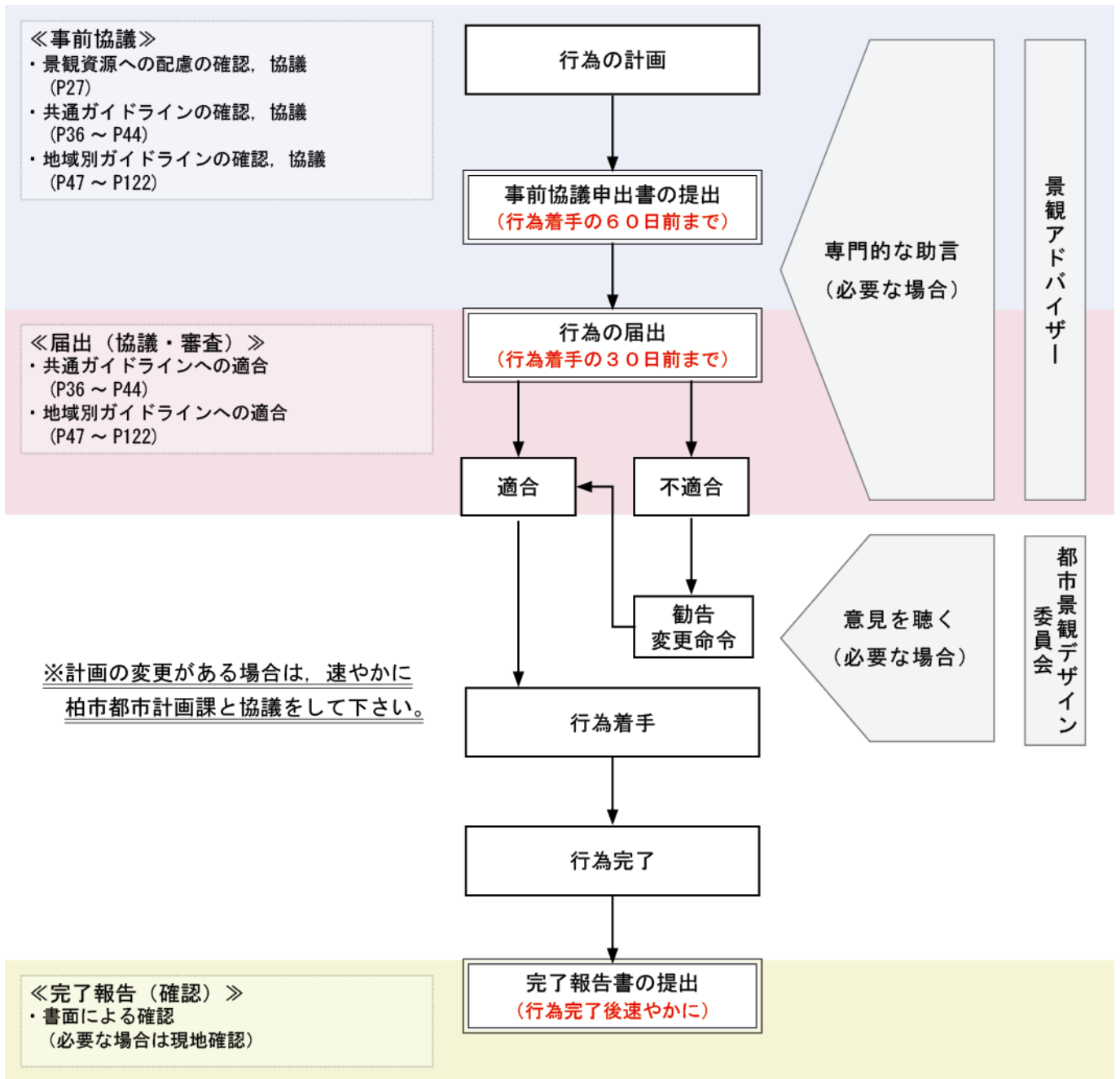
次表の通りとします。

地域別ガイドラインに基づく地域区分との対応	用途地域等	届出の対象となる行為				
		建築物	工作物	開発行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
住宅系地域	戸建て・低層住宅	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	・ 建築面積・・・500㎡超	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁等 ・・・高さ2m超 かつ延長30m超 ・ 煙突等・・・高さ6m超 ・ 高架水槽、物見塔等 ・・・高さ8m超 ・ RC柱、鉄柱、木柱等 ・・・高さ15m超 ・ 装飾塔等・・・高さ4m超 ・ 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等 ・・・全て届出対象 	盛土又は切土によって3mを超えるのりの高さが生じるもので、開発区域面積2000㎡以上のもの	堆積する高さが2mを超えるもの
	中高層住宅	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域	・ 高さ・・・13m超 ・ 建築面積 ・・・1,000㎡超			
商業系地域	中心商業	商業地域	・ 高さ・・・15m超 ・ 建築面積 ・・・1,000㎡超			
	地区商業	近隣商業地域	・ 高さ・・・13m超 ・ 建築面積 ・・・1,000㎡超			
沿道系地域	沿道	準住居地域	・ 高さ・・・13m超 ・ 建築面積 ・・・1,000㎡超			
工業系地域	工業	準工業地域 工業地域 工業専用地域	・ 高さ・・・13m超 ・ 建築面積 ・・・1,000㎡超			
自然・田園系地域	河川・田園 田園集落	市街化調整区域	・ 高さ・・・10m超 ・ 敷地面積(新築に限る) ・・・1,000㎡超 ・ 建築面積・・・500㎡超			
新市街地系	土地区画 整理事業 地区等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の対象となる行為は用途地域に対応します。（上記のとおり） ※対象の地域については新市街地系地域ガイドラインを参照ください。 ※詳細な地区については景観計画P45を参照ください。 				
届出対象外の行為		・ 地下に設けるもの	・ 仮設のもの	主として、自己の用に供する専用住宅の建築の用に供する目的で行うもの	農業・林業又は漁業を行う行為で、当該農林漁業の実施に通常随伴するもの	
共通の届出対象外の行為		<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害のため必要な応急処置として行う行為 ・ 条例又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 				

※上の表の地域区分は地域別景観形成ガイドラインに沿って定めています。

※建築物の「建築面積」、「高さ」は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定によるものとします。

(3) 手続きフロー



※ページ数は柏市景観計画本編のものを記載しています。

(4) 必要図書

① 事前協議の必要図書 ※2部提出（正本・副本）

- ・ 柏市景観計画区域内行為事前協議申出書（様式第1号）
- ・ 委任状（代理人による手続きの場合）
- ・ 添付図書（下表参照）

② 届出の必要図書 ※2部提出（正本・副本）

- ・ 柏市景観計画区域内行為届出書（様式第3号）
- ・ 委任状（代理人による手続きの場合）
- ・ 添付図書（下表参照）

添付図書	明示する事項	建築物		工作物	開発行為	屋外堆積
		色彩変更以外	色彩変更			
・付近見取図(1/2500以上)	方位、目標となる地物、敷地位置	○	○	○	○	○
・配置図(1/100以上)	縮尺、方位、敷地境界線、建築物、工作物、建築設備、門、塀、擁壁等、地盤高、道路、幅員、境界の処理方法、堆積の位置・高さ・方法	○	○	○	—	○
・各階の平面図(1/100以上)	縮尺、方位、間取り、各室の用途等	○	—	—	—	—
・各面の立面図(1/100以上)	縮尺、外壁等の材料・仕上げ方法・色彩(マンセル値)	○	○	○	—	—
・現況図(1/1000以上) ・土地利用計画図(1/1000以上) ・造成計画平面図(1/1000以上) ・造成計画断面図(1/1000以上) ・擁壁の断面図(1/50以上)	都市計画法施行規則第16条第4項の表に準じる	—	—	—	○	—
・周辺状況のわかる写真(2方向以上)	敷地及び周辺状況のわかるもの	○	○	○	○	○
・チェックリスト(市様式第2号)	具体的な計画内容、チェック	○	○	○	○	○
・外構図 (※事前協議時は不要)	配置図に明示する事項、植栽の樹種・寸法・数量	○	—	—	—	—
・完成予想図 (※事前協議時では不要)	建築物、外溝、植栽、周辺状況等	○	—	—	—	—

※計画の変更がある場合

変更届出の必要図書 ※2部提出（正本・副本）

- 柏市景観計画区域内行為変更届出書（様式第5号）
- 委任状（代理人による手続きの場合）
- 届出の添付図書のうち変更内容に係る図書

③ 完了報告の必要図書 ※1部提出（正本）

- ・ 柏市景観計画区域内行為完了報告書（様式第6号）
- ・ 添付図書（チェックリスト、完成状況写真）

8 屋外広告物の景観誘導

(1) 景観誘導の考え方

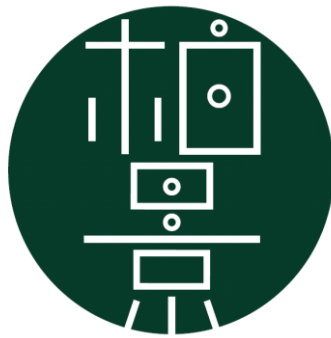
本市では、屋外広告物は景観形成上重要な要素であると捉え、地域ごとの特性にふさわしい屋外広告物の基準を地域別景観形成ガイドラインに定めるとともに、屋外広告物法に基づいた柏市屋外広告物条例の規制誘導による景観形成を以下のとおり行います。

- 表示又は設置をしてはいけない広告物等を定めます。
- 広告物等を表示又は設置してはならない物件を定めます。
- 広告物等の位置、規模その他表示の方法を地域区分に応じて制限を定め規制誘導を図ります。
- 良好な景観を保全するため、広告物等の整備を図ることが特に必要であると認められる区域を景観保全型広告整備地区として指定し、地区の基本方針により景観形成を図ります。
- 広告物の表示面積（商標法による登録商標の部分を除く）の2分の1以上の面積の色彩は、マンセル表色系で以下のようにします。

色 相	明 度	彩 度
R (赤) Y R (橙) Y (黄)	全範囲	10以下
GY (黄緑) G (緑)		8以下
BG (青緑) B (青) PB (青紫) P (紫) RP (赤紫)		6以下
N (無彩色)		

(2) 重点地区で屋外広告物等の基準が定められている場合

柏の葉キャンパス駅周辺景観重点地区、柏の葉2号調整池周辺景観重点地区では、景観形成基準に屋外広告物等の基準が定められています。詳しくは、別冊の当該地区の景観形成基準をご確認ください。



柏市都市景観シンボルマーク

柏市景観計画 **※**

	策定	告示	施行
当初	平成19年11月28日	平成19年11月30日	平成20年4月1日
第1回改訂	平成25年3月28日	平成25年3月29日	平成25年4月1日
第2回改訂	平成28年1月29日	平成28年2月5日	平成28年4月1日
第3回改訂	平成31年2月21日	平成31年3月15日	平成31年4月1日

(お問い合わせ先)

柏市都市計画課

〒277-8505

千葉県柏市柏五丁目10番1号

TEL 04 (7167) 1144 (直通)

FAX 04 (7167) 7668

